

児童手当等の受給資格に係る申立書  
(離婚協議(調停)中による受給者交代用)

大分市長 殿

年 月 日

【申立人】(児童手当等の請求者・受給者)

住所 (住民票)	大分市
住所 (居所)	大分市
住民票上の住所と実際の居住地が異なる場合のみ記入してください。	
氏名	

私は児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

1.同居している児童	氏名	生年月日		
		年 月 日		
	氏名	生年月日		
		年 月 日		
	氏名	生年月日		
		年 月 日		
2.上記児童と生計が別の父母等(離婚協議(調停)中の配偶者)の状況	住所 (※住民票上)			
	住所 (※実際の居住地)	※住民票上と実際の居住地が異なる場合のみ記入してください。		
	氏名			
	生年月日	年 月 日	上記児童との続柄	
	電話番号			
勤務先 (公務員の場合のみ記入)	公務員の場合は所属部署名を記入してください。 (例)大分市役所子育て支援課、陸上自衛隊別府駐屯地			
3.住民票の状況	<input type="checkbox"/> 配偶者と別世帯 <input type="checkbox"/> 配偶者と同世帯			
4.上記3で住民票が「配偶者と同世帯」となっている理由	※上記3で「配偶者と同世帯」となっている方のみ、その理由を具体的に記入してください。			

【添付書類等】

【1】配偶者と別居し、児童と同居していることが確認できる(住民票が「配偶者と同世帯」の場合)

I. 配偶者が住民票と異なる住所地にいるとき ⇒市から配偶者に居住状況の確認を行います。

II. 請求者・児童が住民票と異なる住所地にいるとき ⇒①②両方の書類を提出してください。

- ① 請求者(養育者)の居住状況を証明する書類  
例)公共料金の請求書(領収書)、賃貸借契約書の写し、その他請求者宛ての郵便物
- ② 児童の居住状況を証明する書類  
例)賃貸借契約書(児童の氏名があるもの)の写し、その他児童宛ての郵便物

①および②いずれも提出してください

【2】離婚協議(調停)中であることを確認できる書類

- ① 離婚調停申立書(家庭裁判所の受付印があるもの)、調停期日通知書、呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等
- ② 申立書(離婚協議中であることの申立) ※所定様式あり

①または②いずれか提出してください  
(原則①を提出し、①がない場合のみ②を提出してください)

ここから下は記入しないでください。

受付職員事務処理欄※該当項目に☑、○

児童と同居し、配偶者と別居している実態が確認できる	<input type="checkbox"/> 住民票上、配偶者と別世帯である <input type="checkbox"/> 住民票上、配偶者と同世帯だが、配偶者が住民票以外の住所地にいる(配偶者に電話等で確認済) <input type="checkbox"/> 住民票上、配偶者と同世帯だが、請求者・児童が住民票以外の住所地にいる(居住実態の書類がある)
離婚協議(調停)中であることを確認できる書類	無(配偶者の了承・済・未)・有(①)・有(②)

子育て支援課事務処理欄※該当項目に○

別居日	年 月 日	※住民票の異動日
離婚協議(調停)中であると確認できる日	年 月 日	※添付書類【2】-①の日付

※上記2つの日付が両方とも明確である場合のみ、「15日特例」等の判断を行う。それ以外は、申請月の翌月分から申請。

児童手当等の受給資格に係る申立書  
(離婚協議(調停)中による受給者交代用)

大分市長 殿

令和4年4月2日

記入例⑬

【申立人】(児童手当等の請求者・受給者)

住所 (住民票)	大分市 荷揚町2番31号 荷揚マンション101号
住所 (居所)	大分市 ○○町2番1号
氏名	大分 花子

私は児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第4項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

1.同居している児童	氏名	大分 花美		
	生年月日	平成16年3月3日		
	氏名	大分 次郎		
2.上記児童と生計が別の父母等(離婚協議(調停)中の配偶者)の状況	住所 (※住民票上)	大分市荷揚町2番31号 荷揚マンション101号		
	住所 (※実際の居住地)	※住民票上と実際の居住地が異なる場合のみ記入してください。		
	氏名	大分 太郎		
	生年月日	昭和56年2月2日	上記児童との続柄	父
	電話番号	○○○-△△△△-××××		
	勤務先 (公務員の場合のみ記入)	公務員の場合は所属部署名を記入してください。 (例)大分市役所子育て支援課、陸上自衛隊別府駐屯地 大分県●●●●●課		
3.住民票の状況	<input type="checkbox"/> 配偶者と別世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 配偶者と同世帯			
4.上記3で住民票が「配偶者と同世帯」となっている理由	※上記3で「配偶者と同世帯」となっている方のみ、その理由を具体的に記入してください。 例)世帯主である配偶者の協力が得られず、住民票の異動の手続きができないため。			

※請求者と児童の住民票が別世帯の場合、受給者交代はできません。  
※配偶者と別居し、児童と同居している事実が確認できない場合は受給者交代できません。  
※添付書類【2】がない場合、資格消滅について現受給者(配偶者)の了承が得られなければ、受給者交代はできません。

【添付書類等】

【1】配偶者と別居し、児童と同居していることが確認できる(住民票が「配偶者と同世帯」の場合)

I. 配偶者が住民票と異なる住所地にいるとき ⇒市から配偶者に居住状況の確認を行います。

II. 請求者・児童が住民票と異なる住所地にいるとき ⇒①②両方の書類を提出してください。

- ① 請求者(養育者)の居住状況を証明する書類  
例)公共料金の請求書(領収書)、賃貸借契約書の写し、その他請求者宛ての郵便物
- ② 児童の居住状況を証明する書類  
例)賃貸借契約書(児童の氏名があるもの)の写し、その他児童宛ての郵便物

①および②いずれも提出してください

【2】離婚協議(調停)中であることを確認できる書類

- ① 離婚調停申立書(家庭裁判所の受付印があるもの)、調停期日通知書、呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等
- ② 申立書(離婚協議中であることの申立) ※所定様式あり

①または②いずれか提出してください  
(原則①を提出し、①がない場合のみ②を提出してください)

ここから下は記入しないでください。

受付職員が必ず記入してください

受付職員事務処理欄※該当項目に☑、○

児童と同居し、配偶者と別居している実態が確認できる	<input type="checkbox"/> 住民票上、配偶者と別世帯である <input type="checkbox"/> 住民票上、配偶者と同世帯だが、配偶者が住民票以外の住所地にいる(配偶者に電話等で確認済) <input checked="" type="checkbox"/> 住民票上、配偶者と同世帯だが、請求者・児童が住民票以外の住所地にいる(居住実態の書類がある)
離婚協議(調停)中であることを確認できる書類	無(配偶者の了承(済)・未)・有(①)・有(②)

子育て支援課事務処理欄※該当項目に○

別居日	年 月 日	※住民票の異動日
離婚協議(調停)中であると確認できる日	年 月 日	※添付書類【2】-①の日付

※上記2つの日付が両方とも明確である場合のみ、「15日特例」等の判断を行う。それ以外は、申請月の翌月分から申請。